

開催日時	令和4年10月14日（金）13時30分から15時30分まで
参加者	委員：14人 事務局：2人 関係機関：3人
場所	ふれあい交流センター浜北 大会議室
内容	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶 会長より挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 生活支援体制としての「移動支援」について 浜松市住民主体サービス事業費補助金について</p> <p><b>【事務局：吉川より説明】</b> 別紙参照</p> <p><b>【委員より質問・意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在「浜松市住民主体サービス事業費補助金」を使用している地区はどのくらいあるか？ →訪問サービス2団体、通所サービス8団体、移動支援サービス(イ)1団体、計11団体 訪問サービスの一つに浜北サポート中瀬が含まれている。</li> <li>・制度の対象が要支援1. 2の認定を受けている人と記載してあるが、支援を受けていない人も対象となるのか？ →この制度は要支援1. 2、事業対象者の方が対象者となっている。 事業対象者は介護保険利用する前の段階の方で虚弱な方。基本チェックリストに当てはまった場合に登録可能。1人暮らしの高齢者は事業対象者になりうると思われる。</li> <li>・基本チェックリストの対象者は包括が確認した人でないとダメか？ →そうである。区への届出が必要。</li> <li>・家事支援事業の利用者がこの制度に該当しているのか地区社協側にて判断できないため、包括にて確認してもらう必要がある。また、新しい利用者については、その都度確認の必要あり。 包括より支援の認定を受けている人に対して家事支援事業の利用を普及してもらうことでこの制度の対象者が増えると思われる。</li> <li>・市税を完納しているという項目があるが納める対象ではない団体はどうなるのか？ →納める義務がない団体は関係ない。</li> <li>・消耗品費について2万円以内に限るとするのは2万円以上の物は購入できないのか？ それとも2万円までは補助費が出るという扱いなのか？ →2万円以上の物品は一切補助の対象にはならない。</li> <li>・訪問サービスで補助金を受け取るための制限は？</li> </ul>

→補助金を受けるためには回数の決まりがある。

浜名家事支援事業で年間契約ができないか検討中。今まではお金の管理が大変で実施していない。

例えば毎週ゴミ捨てを依頼している方が事業対象者となれば、補助金の対象となると思われる。

事務が煩雑なお金の管理についても、補助金を受けることができるのであれば実施する価値がある。

- ・移動支援サービスにこだわらず、補助金を受け活動がしやすくなるものとなる。
- ・補助金を受領するためには年度末に一括で月あたりの実績を報告すれば良いのか？

→年度末に一括で4月から3月までの実績を提出いただき、翌年度5月頃補助金が支給される。

- ・4月から3月までの活動報告となるのか？

→そうである。3月から2月までの報告は社協の補助金申請。

この制度は市の補助金となるため対象月がずれてしまう。

- ・デイサービスではなく、地域にて実施しているサロン活動も補助金の対象となるのか？

→団体として月2回以上実施していれば小さな団体でも対象となる。

- ・申請者はどうなるか？地区社協の傘下に入っている場合には地区社協が申請者となるのか？  
それとも団体が申請者となるのか？

→団体に申請する。

- ・この補助金についてはどこが管理しているのか？

→まだ利用実績が少ないため、市で直接管理をしている。

- ・ロコモを受けていても併用してこの制度を使用することができるのか？

→市からの交付金を受け取っている場合は併用して制度を利用することはできない。

- ・家事支援事業で受けた場合には、包括でケアプランを作ることとなるが、その場合はどこへケアプランを提出するのか？

→団体へ提出。補助金申請の際に対象者のプランのコピーを団体より提出してもらえば良い。

- ・HPに「浜松市住民主体サービス事業費補助金の手引き」あり。

必要書類一式書式あり。追加にて実利用者の分のケアプランを付ける必要がある。

- ・年度途中で新しい対象者が増えた場合にはどのような手続きが必要となるのか？

→申請時に人数を記載し申請。

年度途中で新しい対象者が増えた場合には、変更届を提出すれば良い。その変更届を提出することで翌年度の補助金が支払われる。

- ・現在は事業対象者のケアプランを包括にて作成しているのか？

→サービス利用している場合には作成している。現状サービス B は包括しんばら圏域でははつらつ教室のみ。事業対象者は要支援 1 と同等の通所サービスと訪問介護を利用できる。利用する場合には作成している。

- ・実利用者数 1 名でも 18 万円の補助金がもらえるとのことだが、1 名でも利用実績があれば、  
団体に支給されるのか？

→費用がかかっているならばその分支給を受けることができる。

- ・費用の中には協力員への報酬は含まれるのか？

→ボランティアへの謝礼金は報酬に含まれる。

- ・中瀬地区では 1 名の利用でこの制度を受けることが出来ている。

利用回数のカウント方法は要支援者 1、2 または事業対象者。対象者が月 4 回以上利用している実績が必要となる。まずは家事支援側にてどのくらいの方が利用し利用実績が見込めるのか確認しておく必要がある。移動支援については訪問サービスの中で当てはまってくるが 1 日あたり車の保険料が掛かっている。補助金は車の保険料も対象となっている。

- ・本来は要支援や事業対象者でなくても移動支援サービスの対象者として考えていたが、この制度を利用しようと思った場合には限定されるケースもあるのではないか？

→団体の中に要支援者、事業対象者が居れば他の方が使用していても構わない。

ただ、該当しない利用者が増えたとしても補助金は増えない。

- ・1 名で月 4 回以上の実績があれば制度の対象となる。その制度を利用して利用者が増えた場合には車の保険料含め 18 万円以上の出費については補填されない。

- ・人数の問題については「浜松市住民主体サービス事業費補助金の手引き」に例あり。

例 1) A さん (月 2 回利用予定の要支援者) と B さん (2 ヶ月に 1 回利用予定の事業対象者) の場合。この場合は、B さんが利用しない月でも要支援者及び事業対象者の利用が月 2 回あることになるので、要支援者及び事業対象者 1 人あたり 1 回以上となる。

→要支援者及び事業対象者 1 人あたり月に 1 回以上サービスを提供とは、必ずしも要支援者及び事業対象者が月に 1 回以上サービスを利用しないといけないというわけではない。

例 2) A さん (月 1 回利用予定の要支援者) と B さん (月 2 回程度利用希望の高齢者) と C さん (月 1 回程度利用希望の高齢者) の場合。

→団体として月に延べ 4 回以上のサービス利用とは、必ずしも要支援者及び事業対象者が月に延べ 4 回以上利用が無ければいけないということではない。

- ・例 2) については B さん、C さんは実人数に含まれる。

ケアプランについては A さんのみの作成で良いのか？

→良い。

- ・世帯で妻: 要支援、夫: 要介護にて家事支援を使用する場合にはどうなるか？

→妻のみ対象者となる。

- ・ 鹿玉地区は家事支援の利用実績が月 20 件ほどある。20 件の家事支援の支援費に支払われる

総額が対象となるのか？

→謝礼金については1回あたりの金額が明記しており、その金額以内であれば良い。

- ・ 市の補助金制度については説明し理解してもらったと思うが、手引きはさらに詳細が記載されており、改めて各々確認し補助金を使用したいと思うようであれば高齢者福祉課と話を進めていくことが良いと思われる。

今までの話協議体での話し合いがどこからも保険料がでないことで議論が停まっていたため、一つの方法、選択肢としてこのような制度があることを知ってもらえると良いと思う。

これからはこの制度を利用して話を進めていくのか、他の制度を活用していくのか理解を深めて行けると良いと思う。

- ・ 移動支援サービスそのものの検討はこれからも続けるとし、まずは現在の家事支援サービスにこの補助金制度をどのように取り込めるのか考えるために色々なケースを想定して、このサービスを利用してみると良いと思う。

- ・ 「浜松市住民主体サービス事業費補助金」はいつからスタートしたのか？

→平成29年度から始まっている。

- ・ 年数がだいぶ経過しているのに中瀬地区のみしかこの制度を活用していない。

あまり知られていない。どこの家事支援も資金繰りに困っているため市の方から積極的に周知してほしいと思う。

- ・ ボランティアの謝礼金については月1回500円が限度か？

→月1回ではなく、その日のその活動に対して1回あたりの上限が500円。

- ・ 補助金については団体が対象となるため個人に入るものではないか？

→団体に支払われる。

- ・ 途中申請は可能か？

→可能。ただ、支払いの対象は申請した後からの算出となる。過去の分は対象外となる。

- ・ 1回500円というのは1日500円か？1回の単位は？

→サービスに対する金額ではなく、何回実施したかといった実績がカウントされる。

- ・ 補助金の周知については行政だけでなく、生活支援コーディネーターもしていく必要がある。

北浜中地区が移動支援を実施する際には高齢者福祉課と何度も協議を重ねたが条件が当てはまらず、申請を取りやめている。利用していくにあたって十分に協議をしていく必要がある。

- ・ この制度を移動支援のみに当てはめようとするとう都合が出てしまうことがある。

まずは家事支援に活用し、足りない部分を移動支援に当てはめていくといったステップを踏んでいく事が望ましい。

(2) 令和4年度生活支援体制づくり協議体 分科会報告について

【浜名地区の委員より説明】

内容別紙参照

【委員より感想・質問】

特になし

【亀玉地区の委員より説明】

内容別紙参照

【委員より感想・質問】

特になし

4 その他

- ・ 次回：令和5年3月17日(金) 10:00～開催予定

- ・ 大雨での浜北区内の床上浸水の被害の報告

社協とボランティアにて床上浸水の被害箇所へ支援に行った。

浜名地区…平口法師軒、亀玉地区…新原下善の2カ所の被害が大。

それぞれの自治会長と連絡を取り支援。現在は支援のニーズがなくなった状態。

各世帯へ「何か困り事があれば社会福祉協議会へご連絡ください」という内容のチラシをポスティングした。

今後の見通し等

今回の協議体会議では、生活支援体制としての移動支援サービスについて協議することとした。

具体的には、移動支援サービスを実施するうえでの課題である「自動車保険料の負担」について、補助金が受けられないかということを議題とした。

移動支援サービスへの補助金を検討する中で、家事支援事業全体が補助金対象となることがわかってきた。

今後は、実利用者の考え方などを含め、生活支援体制の充実のために協議していく。